# 専門委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第 46 条の規定に基づき設置する専門委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営について必要な事項を定める。

（名称・定数及び調査審議事項）

第２条　委員会の名称、定数及び調査審議事項は、別表のとおりとする。

（委員）

第３条　委員は、加盟団体、学識経験者その他理事長が必要と認めた団体から、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

２　委員の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。　ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は無報酬とする。

（役員）

第４条　委員会に次の役員を置く。

委員長　　１名

副委員長　　若干名

２　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第５条　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

３　委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

４　委員長は、適当と認める者に対して、参考人として委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員への費用弁償）

第６条　委員が、この法人の依頼に応じて業務のために旅行する場合の費用弁償は、県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和 33 年長野県規則第 60 号）の例による。ただし、

日当は、支給しない。

（事務局）
第７条　委員会の事務を処理するため、各委員会に事務局を置く。
２　事務局は、理事長の任命する本会の職員若干名をもって構成する。
３　事務局の職員は、各委員会の委員長の指示に基づき、会議日程の調整、議題資料の作成などの事務を行う。

（補則）
第８条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（改廃）
第９条　この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附　則
１　この規程は、昭和 48 年６月１日から施行する。
２　総務委員会規程（昭和 45 年制定）及び体力向上委員会規程（昭和 45 年制定）は廃止する。

| | | |
|---|---|---|
| 規程改正経過 | 昭和 54 年１月９日 | 一部改正 |
| | 昭和 56 年７月９日 | 〃 |
| | 昭和 59 年６月 25 日 | 〃 |
| | 昭和 60 年５月 25 日 | 〃 |
| | 平成元年３月 23 日 | 〃 |
| | 平成３年６月 28 日 | 〃 |
| | 平成７年６月６日 | 〃 |
| | 平成 15 年６月 12 日 | 〃 |
| | 平成 31 年４月１日 | 〃 |
| | 令和元年６月４日 | 〃 |
| | 令和２年７月１日 | 〃 |
| | 令和６年１月１日 | 〃 |

附　則
この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
ただし、第３条第２項に掲げる委員の任期については、平成 23 年６月に行われる役員改選の日から施行する。

（別表）（第２条関係）

| 名　　称 | 定　数 | 調　査　審　議　事　項 |
|---|---|---|
| 総務専門委員会 | 15名以内 | 1　スポーツ振興功労者表彰候補者の選定に関すること。<br>2　国民スポーツ大会選手団の派遣に関すること。<br>3　運営基盤強化に関すること。<br>4　本会及び加盟団体におけるガバナンス及びコンプライアンスに関すること。<br>5　本会倫理規程及び加盟団体及び会員に関する規程などの関係規程の遵守及び処分に関すること。<br>6　理事長が指定した事項に関すること。 |
| 体力向上・スポーツ医科学専門委員会 | 15名以内 | 1　スポーツの振興及び普及に関すること。<br>2　体力向上に関すること。<br>3　競技力向上の医科学的研究に関すること。<br>4　県民みなスポーツの医科学的研究に関すること。<br>5　理事長が指定した事項に関すること。 |
| 競技力向上専門委員会 | 65名以内 | 1　選手、指導者、審判員等の育成強化に関すること。<br>2　競技団体等の育成強化に関すること。<br>3　理事長が指定した事項に関すること。 |